

離婚の際に称していた氏を称する届  
(戸籍法77条の2の届)

令和 3年 9月 1日

千葉県我孫子市 長殿

受理日	令和 年 月 日	発送日	令和 年 月 日
送付日	令和 年 月 日	長 印	
第 号			
書類調査	戸籍記載	記載調査	附票
		住民票	通知

### ◎離婚届とともに届出する場合の記入例

#### <注意>

- 離婚後も婚姻中の氏を名乗る方は、この届出を離婚届と同時、あるいは離婚後3ヶ月以内に届出してください。
- 婚姻中の氏と婚姻前の氏が同じ場合は、この届出はできません。
- この届出をした後、婚姻前の氏に戻りたい場合は、家庭裁判所の許可を得た上で「氏の変更届」をすることとなりますので、慎重にお考えのうえ届出してください。
- 夫婦が離婚すると、婚姻したときに氏が変わった妻又は夫のみがその戸籍から除籍されます。子が離婚により除籍された母又は父の戸籍に入籍するには、家庭裁判所の許可を得て母又は父の氏を称する「入籍届」をしなければなりません。

記入は黒のボールペンまたはインクペンを使用し、丁寧にご記入ください。  
※消えるボールペンで書かないでください。

(1)	(よみかた) 離婚の際に称していた氏を称する人の氏名	(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名) あびこ まるこ <b>我孫子 まる子</b> 昭和58年 11月 3日	
(2)	住所 住民登録をしているところ	千葉県柏市柏5丁目 10番地 1号 (よみかた) あびこ まる子 世帯主の氏名 <b>我孫子 まる子</b>	
(3)	本籍	(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍) 千葉県我孫子市我孫子1858番地 1 筆頭者の氏名 <b>我孫子 一郎</b>	
(4)	(よみかた) 氏	変更前(現在称している氏) <b>我孫子</b>	変更後(離婚の際に称していた氏) あびこ <b>我孫子</b>
(5)	離婚年月日	令和 2年 8月 1日	
(6)	離婚の際に称していた氏を称した後の本籍	( (3) 欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません) 千葉県柏市柏5丁目 10番地 筆頭者の氏名 <b>我孫子 まる子</b>	
(7)	その他		
(8)	届出人 署名押印 (変更前の氏名)	<b>我孫子 まる子</b> 印	

- ・協議離婚の場合→離婚届出の日
- ・調停離婚の場合→調停成立の日
- ・審判離婚の場合→審判確定の日
- ・和解離婚の場合→和解成立の日
- ・認諾離婚の場合→承諾成立の日
- ・判決離婚の場合→判決確定の日

新本籍を置く市区町村役場に必ず本籍の表示を確認し、その表示で記入してください。

必ずご本人が署名してください。  
※押印義務は廃止となりました。  
任意に押印することは可能です。

平日昼間にご連絡のとれる電話番号を必ずご記入ください。

連絡先	電話 090-1234-5678 自宅・勤務先 [ ] 携帯
-----	-----------------------------------

<問い合わせ>  
我孫子市役所 市民課 戸籍担当